

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 物品管理法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 12 日 本紙第 5436 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 12 日 政令第 224 号
【管轄省庁】	財務省
【施行期日】	平成 22 年 11 月 12 日
【制定の根拠】	物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号）第 27 条第 1 項及び第 37 条
【法令のあらまし】	国における適正な物品管理を図るため、物品管理法第 27 条第 1 項及び第 37 条に規定する政令で定める物品に「美術品」を追加する。
【改正される法令】	物品管理法施行令（昭和 31 年政令第 339 号）